

給与支払報告書（個人別明細書）の記入例

個人別明細書は、原則、所得税の源泉徴収票と同じ事項を記入しますので、詳細については、右記 QR コードより税務署の「令和 6 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。



7	※						※ 種 別						※ 整 理 番 号						※																																			
給与支払報告書 （個人別明細書）	支 を 受 け る	払 い 主	住 所	※区分												(受給者番号) ⑮ 1234567																																						
				神奈川県大和市下鶴間 1 - 1 - 1												(個人番号)						マイナンバーを記入																																
																(役職名)						(フリガナ) ヤマト タロウ																																
																												氏名						大和 太郎																				
				種 別						支 払 金 額						給与所得控除後の金額 (調整控除後)						所得控除の額の合計額						源泉徴収税額																										
給与・賞与						内 円 13,500,000						円 11,400,000						⑭ 円 6,140,000						円 0																														
(源泉) 控除対象配偶者の有無等 ②						配偶者(特別) 控除の額 ③						⑥ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数 ⑧						障害者の数 ⑩ (本人を除く。)						非居住者である親族の数																								
老人						特 定						老 人						その他						特 別						その他																								
有 徒有						円						人 従人						内 人 従人						人 従人						人 従人																								
						2						1 1						1						4						2 2 1 1																								
社会保険料等の金額						生命保険料の控除額						地震保険料の控除額						住宅借入金等特別控除の額																																				
内 () 円 1,500,000						円 ⑪ 120,000						円 50,000						円 400,000																																				
(摘要) 大和 花子 (同配)・・・⑯(5)の場合 源泉徴収時所得税減税控除済額224,500円、控除外額45,500円、非控除対象配偶者減税有・・・⑯(6)の場合																																																						
11A	生命保険料の金額の内訳						新生命保険料の金額 円						旧生命保険料の金額 円 120,000						介護医療保険料の金額 円 80,000						新個人年金保険料の金額 円 50,000						旧個人年金保険料の金額 円 35,000																							
12	住宅借入金等特別控除の適用数						1						居住開始年月日 (1回目) 年 月 日 28 10 1						住宅借入金等特別控除区分 (1回目) 住 (特)						住宅借入金等年末残高 (1回目) 円 40,000,000																													
4	住宅借入金等特別控除可能額						円 400,000						居住開始年月日 (2回目) 年 月 日						住宅借入金等特別控除区分 (2回目)						住宅借入金等年末残高 (2回目) 円																													
7	(フリガナ)						氏名						区 分						配 偶 者 の 合 計 所 得						円 国民年金保険料等の金額						円 旧長期損害保険料の金額						円 所得金額調整控除額																	
	氏名						大和 一郎						区 分						⑤						基礎控除の額						円 150,000 円																							
	個人番号						マイナンバーを記入						区 分						1						(フリガナ) ヤマト ハルコ						区 分						5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																	
	氏名						大和 春子						区 分						2						(フリガナ) ヤマト ナツコ						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
	個人番号						マイナンバーを記入						区 分						3						(フリガナ) ヤマト アキコ						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
7	(フリガナ)						氏名						区 分						1						(フリガナ) ヤマト ショウ						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
	氏名						大和 次郎						区 分						2						(フリガナ) ヤマト サブロー						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
	個人番号						マイナンバーを記入						区 分						3						(フリガナ) ヤマト ショウ						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
	氏名						大和 三郎						区 分						4						(フリガナ) ヤマト フユコ						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
	個人番号						マイナンバーを記入						区 分						4						(フリガナ) ヤマト フユコ						区 分						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
7	未成年者						外国人						死亡退職者						災害者						乙欄						本人が障害者の特 別 他						寡婦						ひとり暮らし						勤労学生					
	中途就・退職						① 受給者生年月日						就職退職年 月 日						元号						年 月 日																													
	○						6 10 1						昭和						51						12						31																							
	法人番号又は法人番号						法人番号を記入						(右語で記載してください。)																																									
	住所(居所)又は所在地						神奈川県大和市下鶴間X-X-X																																															
7	氏名又は名称						ヤマトン株式会社																																															
	(電話) 046-260-XXXX																																																					

(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

※別紙の確認・記載すべき事項を参照し、各項目漏れのないよう記載してください。

番号	項目	確認・記載すべき事項
①	支 払 い を 受 け る 者	令和6年中に給与の支払いを受けた者（パート、アルバイト、事業専従者を含む）の令和7年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所、氏名、フリガナ、マイナンバー、生年月日をすべて漏れなく記載してください。
②	(源泉)控除 対象配偶者 の有 無 等	年末調整をした場合で、「有」欄に○印を付けているときは、次の3点を確認してください。 (1) 配偶者（特別）控除の額欄に、「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額を記載していること。 (2) (源泉・特別) 控除対象配偶者欄に配偶者の氏名、フリガナ、個人番号をすべて記載していること。 (3) 配偶者の合計所得金額欄を記載していること。(合計所得金額が0円の場合は記載省略でもかまいません。) ※配偶者特別控除を適用している場合は○印は付けません。
③	配偶者(特別) 控 除 の 額	ここに控除額を記載しているときは、次の3点を確認してください。 (1) 配偶者控除を適用している場合は（源泉）控除対象配偶者の有無等欄に○印があり、配偶者特別控除を適用している場合は○印がないこと。 (2) (源泉・特別) 控除対象配偶者欄に配偶者の氏名、フリガナ、個人番号をすべて記載していること。 (3) 配偶者の合計所得金額欄を記載していること。(合計所得金額が0円の場合は記載省略でもかまいません。)
④	(源泉・特別) 控 除 対 象 配 偶 者	(源泉) 控除対象配偶者の有無等欄に○印を付けている場合又は配偶者（特別）控除の額欄に控除額を記載している場合は、該当する配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバーをすべて記載していることを確認してください。 また、該当する配偶者が非居住者である場合は、区分欄に○印を付けていることを確認してください。

番号	項目	確認・記載すべき事項										
⑤	配偶者の 合計所得	配偶者（特別）控除を適用している場合は、該当する配偶者の令和6年分の合計所得金額を記載してください。 合計所得金額が0円の場合は記載省略でもかまいません。 ※配偶者の給与収入や年金収入など収入額を記載するものではありません。										
⑥	控除対象 扶養親族の 数(配偶者を 除く。)	この欄に人数が記載されているときは、控除対象扶養親族欄に、該当する扶養親族の氏名、フリガナ、マイナンバーのすべてを記載していることを確認してください。控除対象扶養親族が5人以上の場合は、摘要欄に、5人目以降の扶養親族の氏名を記載してください。（非居住者である場合は、下記の⑦の表にある「01」から「04」のいずれか該当する番号を氏名の後に記載してください。）										
⑦	控除対象 扶養親族	この欄と摘要欄に扶養親族の氏名等を記載しているときは、記載した人の数と控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)が一致していることを確認して下さい。 【令和7年度給与支払報告書からの国外扶養親族】 控除対象扶養親族（配偶者を除く。）が非居住者である場合は、年末調整時に一定の要件に該当していることを確認する必要があります。 ※一定の要件については、右記 QR コードより 「令和6年分年末調整のしかた」P15の 国外居住親族の記載を確認してください。 また、要件に該当する場合は、次の表の区分番号を区分欄へ記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養控除対象親族の区分</th><th>区分番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr> <tr> <td>30歳以上70歳未満、かつ、留学生</td><td>02</td></tr> <tr> <td>30歳以上70歳未満、かつ、障害者</td><td>03</td></tr> <tr> <td>30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金を受けた</td><td>04</td></tr> </tbody> </table>	扶養控除対象親族の区分	区分番号	30歳未満又は70歳以上	01	30歳以上70歳未満、かつ、留学生	02	30歳以上70歳未満、かつ、障害者	03	30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金を受けた	04
扶養控除対象親族の区分	区分番号											
30歳未満又は70歳以上	01											
30歳以上70歳未満、かつ、留学生	02											
30歳以上70歳未満、かつ、障害者	03											
30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金を受けた	04											
⑧	16歳未満 扶養親族 の数	この欄に人数を記載しているときは、16歳未満の扶養親族欄に、該当する扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号をすべて記載していることを確認してください。16歳未満扶養親族が5人以上の場合は、摘要欄に、5人目以降の氏名と（年少）を（非居住者の場合は氏名と（年少）と（非居住者）を）記載してください。										
⑨	16歳未満 扶養親族	この欄と摘要欄に16歳未満扶養親族の氏名等を記載しているときは、記載した人の数と⑧の16歳未満扶養親族の数とが一致していることを確認してください。										

番号	項目	確認・記載すべき事項
⑩	障害者の数 (本人を除く。)	この欄に人数を記載しているときは、次のいずれかの欄に、該当する障害者の氏名等を記載していることを確認してください。 (1) ④の（源泉・特別）控除対象配偶者欄 (2) ⑦の控除対象扶養親族欄 (3) ⑨の 16 歳未満の扶養親族欄 (4) ⑯の摘要欄 ＊対象者の方を確認する必要があるため、漏れなく記載してください。
⑪ (⑪A)	生命保険料の 控除額、生命 保険料の金額 の 内 訳	年末調整で生命保険料を適用した場合は、次の 2 点を確認してください。 (1) 生命保険料の控除額が、年末調整時に提出を受けた「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいた控除額になっていること。 (2) 生命保険料の金額の内訳欄に記載した各種生命保険料から計算した控除額が、生命保険料の控除額欄に記載した金額と一致していること。
⑫	住宅借入金等 特別控除の額 の 内 訳	年末調整時に提出を受けた「給与所得者の（特定増改築）住宅借入金等特別控除申告書」と「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に基づいて記載してください。なお、市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除に影響しますので、「住宅借入金等特別控除可能額」、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」、「住宅借入金等年末残高」のすべてが正しく記載されていることを確認してください。
⑬	寡 婦 ・ ひ と り 親	年末調整時に提出を受けた「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」で寡婦又はひとり親に該当することが確認できる場合に○印をつけてください。
⑭	所得控除の 額の合計額	この欄に記載した金額と、各所得控除の金額を合計した額が一致していることを確認してください。
⑮	受給者番号	・納税義務者、従業員用の税額通知を電子データで受け取ることを希望する場合は、受給者番号を記載していることを確認してください。 ※希望する場合は、受給者番号欄に使用することができる文字の制約があります。この制約については、e L T A X を運営している地方税共同機構のホームページを確認してください。 ➤個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用) 電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ 

番号	項目	確認・記載すべき事項
⑬	摘要	(1) 普通徴収の対象者である場合は、該当する普通徴収切替理由書の符号（普Ａ～普Ｆ）を記入してください。 (2) <u>他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整をした場合は、次の事項を記載してください。記載がない場合は、他の支払者から提出された給与支払報告書と合算して税額計算されますので、該当する場合は必ず記載してください。</u> ・他の支払者の名称（氏名）、所在地（住所） ・他の支払者のもとを退職した年月日 ・他の支払者が支払った給与等の金額、その給与等から控除した社会保険料の額、その給与等から徴収された所得税額及び復興所得税の額の合計額 (3) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興所得税を免除した場合は、その免除対象額と該当条項（〇〇国との租税条約〇〇条該当）を記載してください。 (4) 退職所得がある配偶者又は扶養親族がいる場合についての記載 ・配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、ひとり親控除、寡婦控除、本人以外に係る障害者控除について、所得税では、退職所得があるために、所得要件を満たさない、という一方で、市民税・県民税の所得要件では、退職所得を含まないこととされているため、所得税で適用できない各種控除が市民税・県民税では適用できる場合があります。 該当する場合は、摘要欄にその配偶者又は扶養親族の氏名、氏名の後に（退）、住所、配偶者である旨、又は、扶養親族である旨、又は、障害者である旨、又は、特別障害者である旨、又は、ひとり親である旨、又は、寡婦である旨を記載してください。 なお、これは、令和６年分の給与所得者の扶養控除（異動）申告書の住民税に関する事項にある、退職所得等を有する配偶者、扶養親族欄に記載がある場合に、関係するものです。退職所得等を有する配偶者、扶養親族がいない場合や、退職所得を除外した合計所得金額が、配偶者の場合は１３３万円、扶養親族の場合は４８万円を超える場合は、摘要欄への記載は不要となります。 (5) お願い事項 同一生計配偶者について 本来、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者に該当する場合は、該当する配偶者の氏名と氏名の後に（同配）と記載していただくのですが、生計を一にする配偶者の確認が必要なため、障害者に該当しない場合であっても記載をお願いします。 (6) 「令和７年度に実施される同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）の定額減税について」及び記入例を参考に、該当事項をご記載ください。

※上記の確認・記載すべき事項は、令和６年９月時点の法令等に基づき作成しています。地方税法や関連法令等に改正があった場合、改正後のものが適用されます。